

議案第 1 0 4 号

さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 1 1 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例

さいたま市立高等看護学院条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 9 0 号）の一部を
次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（入学金及び授業料の減免及び猶予） 第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入学金若しくは授業料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。 (1) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号。以下「法」という。）<u>第 4 条第 1 項</u>の認定を行ったとき。 (2) [略] （入学検定料等の不還付） 第 1 0 条 既納の入学検定料、入学金及び授業料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) <u>法第 4 条第 1 項</u>の減免を行うとき。 (2) [略]	（入学金及び授業料の減免及び猶予） 第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入学金若しくは授業料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。 (1) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号。以下「法」という。）<u>第 8 条第 1 項</u>の認定を行ったとき。 (2) [略] （入学検定料等の不還付） 第 1 0 条 既納の入学検定料、入学金及び授業料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) <u>法第 8 条第 1 項</u>の減免を行うとき。 (2) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。